

総務文教常任委員会

平成26年12月4日
(午前9時30分)
於 協議会室

案 件

1. 付託案件

- (1) 議第63号 平成26年度王寺町一般会計補正予算（第5号）について
反対 少し 委嘱伊藤 立候多數 原案可決
- (2) 議第68号 王寺町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
討論なし 原案可決
- (3) 議第69号 王寺町長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例の制定について
討論なし 原案可決
- (4) 議第79号 王寺町外国人留学生奨学金支給条例の廃止について
討論なし 原案可決
- (5) 議第81号 王寺町議會議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員
で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例について
討論なし 原案可決
- (6) 議第82号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
討論なし 原案可決
- (7) 発議第18号 消費税の軽減税率導入を求める意見書について
反対討論：コヤマ 委嘱三木

2. 付託外案件

- (1) 訴訟の進捗状況について（報告）
反対なし
- (2) 王寺町地域防災計画策定の進捗状況について（報告）
報告：防災会議の委嘱議題は？ 申請がいつまででなく知りたい
- (3) 王寺町庁舎耐震改修工事の進捗状況について（報告）
既終、申請額中に負債率が発生
- (4) 王寺町新総合計画策定の進捗状況について（報告）
- (5) （仮称）久度地域コミュニティセンター建設について（報告）
- (6) 王寺町教育ビジョンの進捗状況について（報告）

3. その他所管事項

国民の大多数が軽減税率の導入を求めています。

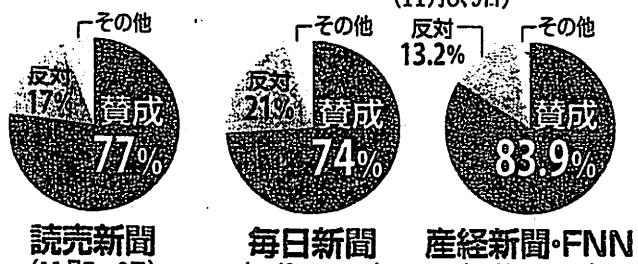
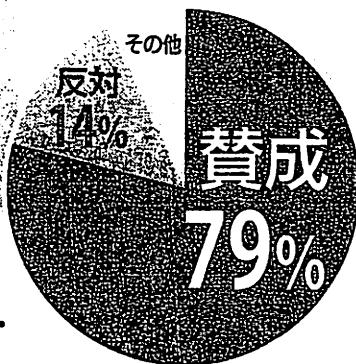
近のマスコミの世論調査の結果を見ると、軽減税率の導入に「賛成」と答えた人は、軒並み8割近くに上っています【グラフ参照】。

特に、女性から圧倒的に支持されています。産経新聞(10月21日付)は、フジテレビ系列(FNN)との合同世論調査で、軽減税率の導入に8割以上が賛成し、特に20代、40代、50代の女性では約9割を占めています【分析】。

読売新聞の社説(10月12

マスコミの世論調査から

軽減税率導入に…



※()内は調査期間

国民の8割賛成 最近の世論調査

日本では、軽減税率を導入するたびに「対象品を購入することができるとから、消費者心理の冷え込みを防ぐ効果も期待できよう」との声が上がっています。

海外の消費税(付加価値税)率

	ギリシャ	フランス	ドイツ	スペイン
標準税率	20%	20%	19%	25%
食料品	0%	5.5%	7%	12%
医薬品	0%	2.1%	19%	0%
新聞・雑誌	0%	2.1%	7%	6%

※2014年1月現在。財務省資料より作成

世界の軽減税率

欧洲中心に広く採用 日本でも可能な制度

軽減税率は多くの国で採用されているといいます。

1960年代から日本では、軽減税率が生活の現場にしっかりと根付いています。

付加価値税が税収の中で大きな割合を占める国は少なくありません。欧州連合(EU)加盟国では、付加価値税の

標準税率を15%以上にすることが義務付けられています。

その上で、食料品などのサービスをはじめ、病気の治療・予防に必要な医薬品や新聞・雑誌などに

ついては、それぞれの国の判断で軽減税率の対象としています【表参照】。

とりわけ食料品への軽減税率の適用は、加盟28カ国の中でも21カ国に上ります。

このほか標準税率25%のスウェーデンでは、スポーツ観戦や映画、旅客輸送が6%という低い税率ですが、こうした課税の在り方には、それぞれの国のかたちが反映されています。共通しているのは、

税率を低くして高い標準税率の負担感を和らげていることです。軽減税率は日本でも実行可能な制度です。

王寺町防災計画の見直し 概要（案）

改訂の背景

近年、全国各地で頻発している地震、浸水、土砂等の大災害にみる、これまで経験のない異常な自然現象の発生状況を考慮すると、より強固なハード対策と柔軟に対応できるソフト対策が求められ、双方から防災減災対策を講じなければならないことから、国と県の動きに歩調を合わせた地域防災対策を講じることとした。

今後、災害への備えを充実させ、自助・共助・公助の考え方ベースにした減災への取り組みについて、実効性のある地域防災計画とする。

基本方針

『減災』の考え方を基本方針とし、人的な被害、経済的な被害の軽減を目指す。

（1）住民避難対策

避難行動、避難場所、避難所について

①人命を守るために災害の状況に応じた適切な避難行動を行えるよう時間帯を考慮した早めの避難、外出するのが危険な場合の屋内避難(垂直避難等)などについて、新たに記載した。

②災害の種類に応じた「指定緊急避難場所」と、被災者が一定期間滞在して避難生活をおくる「指定避難所」をそれぞれ区分して指定することを新たに記載した。

－指定緊急避難場所－

災害が発生または発生の恐れがあるとき、その危険から逃れるための避難場所

－指定避難所－

災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設

③住民、自主防災組織等が一体となって防災マップ等を利用して避難先や安全なルートを確認することを新たに記載した。

避難勧告等に関する具体的な発令基準の作成について

①より具体的かつ実際的な基準となるよう、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報などを活用した避難勧告等の発令基準づくりについて、避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドラインに基づき作成、周知するよう新たに記載した。

避難勧告等の住民への情報伝達手段について

①住民への情報伝達手段の多様化を図るため、防災行政無線の屋外スピーカーだけではなく、メール配信などの、あらゆる手段を活用し情報伝達をおこなうよう記載した。

防災訓練等について

①災害時に迅速的確な住民避難が出来るよう「住民参加型」の避難訓練、避難所閉鎖運営訓練等を実施することを新たに記載した。

（2）迅速な応急対策

災害初動体制の確立

①災害対策本部設置以前の体制から本部設置までの役割や、職員の防災体制に係る任務分担について記載した。
(初動マニュアル)

（3）防災活動の促進

住民に対する防災知識の普及

①災害予防及び災害応急措置等、知識の普及啓発方法について記載する。
②地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進について記載する。

住民参加型訓練の実施

①自主防災組織を中心とした救出救援、消火、避難等の訓練の実施
②各種災害に対応した訓練の実施

自主防災組織の育成

①地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、地域での自発的な防災活動に関して策定する地区防災計画の基本的な考え方を記載した。

（5）受援体制の整備

市町村相互支援協定による応援体制の整備

①町単独では応急体制が困難な場合、県・県内市町村等から支援を迅速かつ円滑に受けることが出来るよう、協定の締結による受援体制の整備について記載する。

（6）関連法の改定等

- ①災害対策基本法(平成25年6月)
- ②大規模災害からの復興に関する法律(平成25年6月)
- ③河川法改正(平成25年6月)
- ④水防法改正(平成25年6月)
- ⑤気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律及び国土交通省設置法(平成25年8月)
- ⑥南海トラフ巨大地震対策特別措置法(平成25年11月)
- ⑦消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年12月)
- ⑧国土強靭化基本法(平成25年12月)
- ⑨防災基本計画の修正(平成26年1月)
- ⑩奈良県地域防災計画の見直し(平成26年3月)
- ⑪土砂災害防止法の改定(平成26年11月)

（4）災害時要配慮者対策

要配慮者の災害時体制整備について

- ①避難行動要支援者名簿に関する事項
- ②災害時要配慮者支援プランに関する事項
- ③緊急連絡体制及び福祉避難所に関する事項

スケジュール

H26. 12	上旬	総務委員会にて進捗状況説明
	中旬	王寺町地域防災計画最終案の完成
	下旬	第1回王寺町防災会議(委員会嘱託・計画最終案の配布)
H27. 1	上旬	町ホームページにてパブリックコメントの実施
	中旬	↓
H27. 2	下旬	↓
	上旬	第2回王寺町防災会議(パブリックコメント報告、計画に対する意見)
	中旬	↑ 計画の修正
H27. 3	下旬	↓
	上旬	第3回王寺町防災会議(修正計画に対する意見・承認)
	中旬	3月例会にて報告(概要小冊子)
	下旬	王寺町防災フォーラム開催

(仮称)リージョナル・プラザ王寺

平成26年12月4日
総務文教常任委員会 資料

Concept — 基本概念 —

- ①文化芸術
- ②生涯学習
- ③広域交流
- ④防災拠点

General Plan — 基本構想 —

・奈良県立大学プロジェクトチームによる若い発想を取り入れた設計

・文化芸術活動の拠点

住民の活発な文化芸術活動を支援する文化の発信基地。近隣の公共施設にない独自の機能を付加。

・生涯学習の推進

様々な講義など、生涯にわたり学習できる機会の提供。

・広域交流の場

町内外の方に利用していただける交流の場を創出。大和川利活用計画と連動させた大和川利用者の基点機能や、人が集まる「話題性のある」魅力づくりを展開。

・久度地区の防災拠点

災害に強く、災害時・緊急時に避難所として利用。防災・減災の拠点としての機能。

Point1 文化芸術の拠点

・多目的ホール

今までの王寺町にない、音楽発表(ミニコンサート)に適した多目的ホール。音響のよい形に設計。音楽のあるまちづくり事業(吹奏楽やハンドベル、コーラス)などの発表会に活用。演奏会などの利用がない時には、研修や音楽練習にも使用。防音に優れた2重構造の間仕切り。さまざまな用途に活用できるよう、移動式舞台を採用。(平時は倉庫に格納。)

床や壁材に奈良の木材を利用。木のぬくもりで、やすらぎと暖かみのある「癒しの空間」を創出、格調高いホールへ。

Point2 生涯学習の推進

・研修用会議室

大学の地域サテライト、シニアカレッジなどの講義や、夜間中学、日本語相談室など、生涯にわたりさまざまな学習に打ち込める環境を整備する。

Point3 広域交流の場

・レストラン

話題性のある魅力づくりとして、個性的なレストランを誘致。公園をテラスに見立てて整備し、集いの場、交流の場として落ち着いた空間を演出。

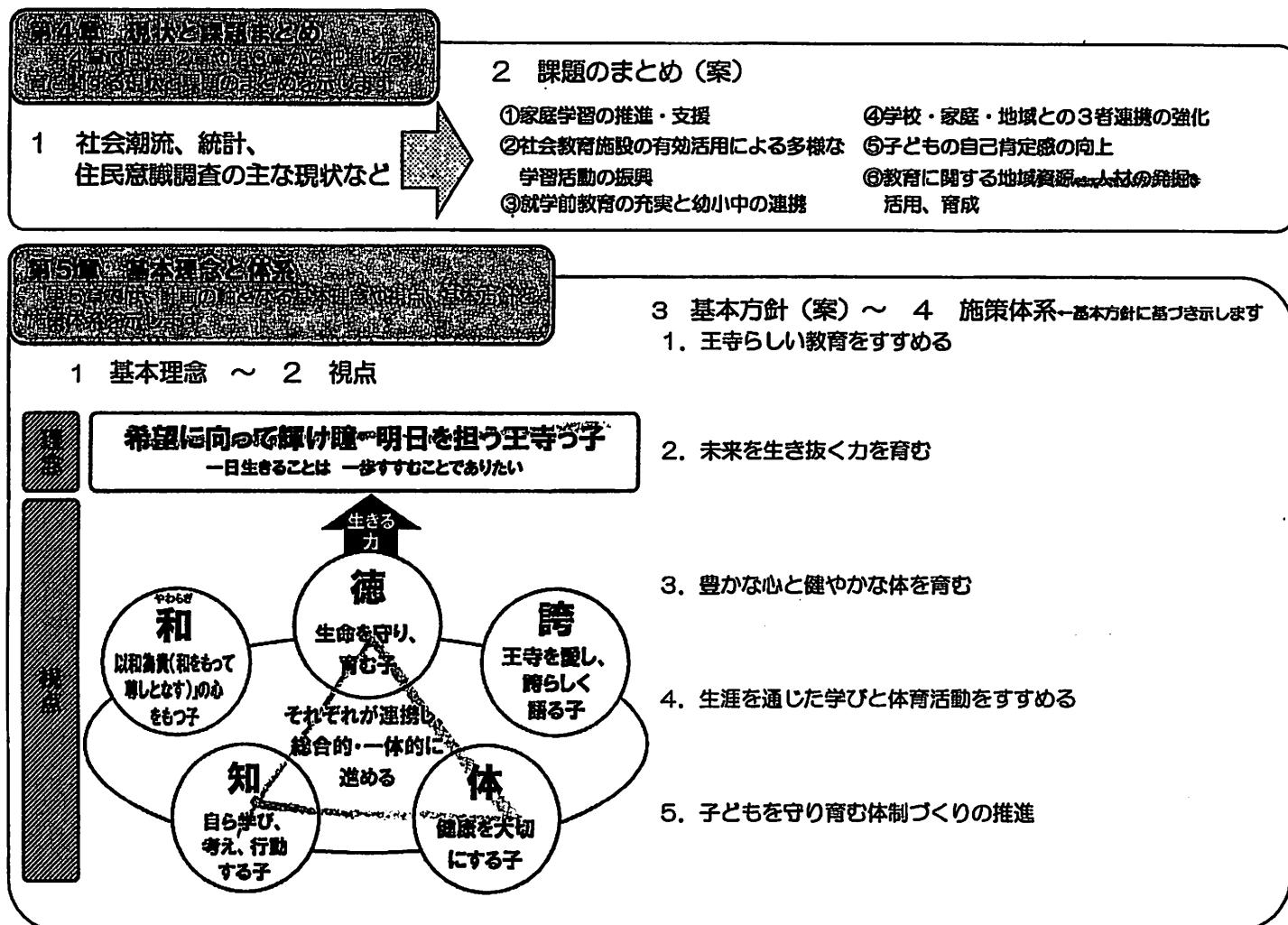
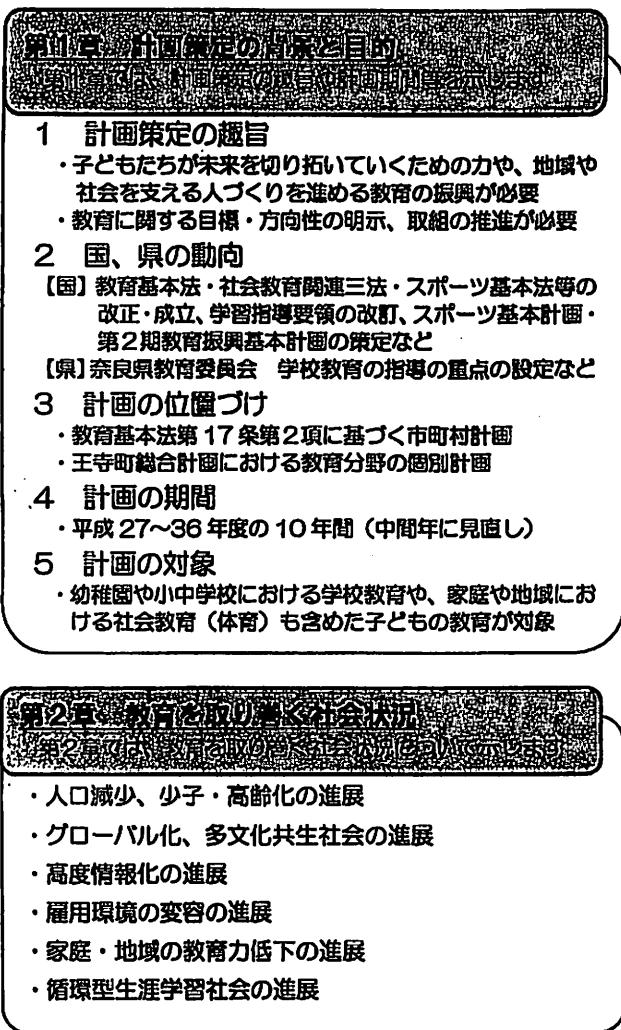
・ジョグ・ステーション

大和川を走るランナーの基点として町内外から利用いただけるジョグ・ステーションを設置。コインロッカーを設置し、更衣室として提供。汗を流すシャワールームも検討。

Point4 久度地区の防災拠点

久度地区の消防団の屯所を設置。倉庫には防災グッズや非常食を備蓄。耐震化を施し、地震の際にも避難所として利用。バリアフリーのため手すりやエレベーターの設置。防災空間にもなる一定数以上の駐車スペースと公園の確保。

王寺町教育振興ビジョン骨子案 概要



- 第3章 王寺町の現状の分析
- 1 人口
・現在は増加傾向にあるが今後は減少傾向・少子化の進展
- 2 学校教育
・学力、規範意識の高さは国、県を上回る
・家庭学習の実施割合は国、県を下回る など
- 3 社会教育
・施設の利用者数は減少傾向
- 4 文化財
・貴重な文化財が町内に点在
- 5 住民意識調査
・教育環境の充実が求められている
・学校や幼稚園、保育所と地域との交流が望まれている
・幼稚園児の自己表現力が低い など

第6章 施策の展開

第5章の施策体系に沿って、具体的な施策や事業内容を示します

第7章 計画の推進に向けて
計画の推進体制等を示します

資料編
計画の策定経過や用語集等を示します

計画案に
おいて示し
ます